
『協会の従業員に関する規則』第4章に規定する不都合行為者の取扱い
に係る手続に関する細則』の一部改正について

日証協 平成27年6月30日

去る4月30日、従来の「店頭デリバティブ取引会員」を「特定業務会員」に改める定款の一部改正が行われたことを受け、『協会の従業員に関する規則』第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則』について所要の改正を行った。

本細則改正は、平成27年6月30日から施行する。

本細則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

**『協会員の従業員に関する規則』第4章に規定する不都合行為者の
取扱いに係る手続に関する細則』の一部改正について**

平成 27 年 6 月 30 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨・骨子

去る 4 月 30 日、従来の「店頭デリバティブ取引会員」を「特定業務会員」に改める定款の一部改正が行われたことを受け、『協会員の従業員に関する規則』第 4 章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則』について所要の改正を行うこととする。

2. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

以 上

**『協会の従業員に関する規則』第4章に規定する不都合行為者の
取扱いに係る手続に関する細則」の一部改正について**

平成 27 年 6 月 30 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(協会の役員に対する準用) 第24条 この細則の規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、<u>特定業務会員の定款第5条第2号イ又はロに掲げる業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</u> 付 則 この改正は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。	(協会の役員に対する準用) 第24条 この細則の規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、<u>店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</u>